

日本体育協会公認アスレティックトレーナー資格更新のための
一次救命処置資格保持義務に関する基準

1. 趣旨

スポーツ現場において最も身近にアスリートをサポートするアスレティックトレーナーは、いつ何時一次救命処置（Basic Life Support；以下、「BLS」という）を必要とする状況に遭遇するかもしれない。

しかしながら、一度体得した救命処置技術であってもいざとなったときに的確に処置することができなければ、日本体育協会公認アスレティックトレーナー（以下、「JASA-AT」という）としての資質が問われることになる。

そこで、JASA-AT として心肺蘇生法（以下、「CPR」という）および自動体外式除細動器（以下、「AED」という）に関する講習を継続的に受講し、緊急時に必要な最新の正しい救命処置の知識と技術を身につけることが大切であることから、JASA-AT 資格更新要件に、BLS 資格の保持を義務付けるものである。

2. 対象講習会の条件

以下の条件を全て満たす講習会を有効とする。

- (1)最新の国際ガイドラインに準じた成人向けの CPR および AED の講習会であること。
- (2)CPR および AED に関する実技の実習が含まれている講習であること。
- (3) CPR および AED に関する実技評価の結果により、有効期限や認定日が記載されている修了証または認定証を発行している講習会であること。

3. 対象講習会主催団体・機関

原則として、以下の団体等が認定する講習会で上記2の条件を満たしているものを対象とする。

- (1)日本赤十字社
- (2)日本救急蘇生普及協会
- (3)国際救命救急協会
- (4)日本ライフセービング協会
- (5)Medics First Aid (MFA) JAPAN
- (6)マスター・ワークス
- (7)消防署・消防庁
- (8)日本 ACLS 協会
- (9)日本サッカー協会
- (10)American Academy of Orthopedic Surgeons

- (11) American Heart Association
 - (12) American Red Cross
 - (13) American Safety and Health Institute
 - (14) Canadian Red Cross
- ※(10)～(13)はアメリカ、(14)はカナダの組織

4. 資格更新の条件と BLS 資格確認方法

JASA-AT の資格有効期限は 4 年間と定められており、資格更新するためには、有効期限が切れる 6 か月前（更新日から 3 年 6 か月以内）までに更新のための義務研修を受けることが義務付けられている。

BLS 資格の保持については、義務研修受講時にその時点で有効の修了証または認定証を受付時に提示することにより確認する。

前記により BLS 資格の保持を義務研修受講時に確認できた者は、JASA-AT 資格を更新することができるものとする。

5. 附則

- (1)平成 24 年 6 月 6 日制定
- (2)JASA-AT は、平成 28 年 3 月 31 日までに BLS 資格を取得しなければならない。また、有効期限が過ぎる際は、必ず更新しておかなければならない。
- (3) JASA-AT は、平成 28 年 4 月 1 日以降の義務研修会を受講する際、必ず BLS 資格を保持していなければ資格更新できない。
- (4)この基準は、日本体育協会指導者育成専門委員会アスレティックトレーナー一部会（以下、「AT 部会」という）の議決により変更することができる。
- (5)この基準に定めのない事案が発生した場合は、AT 部会により決定する。
- (6)平成 27 年 6 月 1 日改定
- (7)平成 27 年 11 月 8 日改定
- (8)平成 29 年 6 月 8 日改定